

障害福祉分野の ICT 導入モデル事業の留意点

【補助率】

- ・ICT 機器等の導入・・・国 1/2、都道府県等 1/4、事業者 1/4
- ・都道府県等が実施する研修費用・・・国 1/2、都道府県等 1/2

【補助対象となる ICT 機器等】

- ・ソフトウェアについて、「業務支援」又は「バックオフィス業務」のいずれかを一気通貫（転記等の業務が発生しない）で実施する環境を実現する商用製品に限り補助対象とする。
- ・通信環境機器（Wi-Fi ルータ等）や保守経費については、情報端末（タブレット等）及びソフトウェアの導入に必要なものに限り補助対象とする。
- ・リース費用については、補助対象外とする。

【事業者による効果測定、事業者及び都道府県等による成果公表】

- ・本事業により ICT 機器等を導入した事業者は、実績報告書とは別に、概ね導入 2か月後に、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、都道府県に報告することとする（様式は、補助金の内示の際に示す）。また、都道府県はこれらを取りまとめて国に報告することとする。
- ・事業者は、上記の報告内容について自身のホームページ等で公表するとともに、都道府県等も、事業者の公表情報について都道府県等ホームページに掲載するなど、広く情報提供することとする。

【補助要件】

- ・過去に障害福祉サービス事業者等に対する同様の ICT 導入支援補助金（過去年度の本事業等）により補助を受けて同種の ICT 機器等を購入したことがある事業者は、補助の対象外とする。
- ・障害福祉サービス事業所等が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定することとし、当該見積書については、事業計画書にも添付しなければならないこととする。

【優先採択要件】

国において採択の可否について査定を行う際、次の①及び②の条件を満たす障害福祉サービス事業所による申請について優先的な採択を行うものとする。

- ①生産性向上により超過勤務手当等の経費に金銭的剩余が出た場合には、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た場合。
- ②交付申請時において「福祉・介護職員待遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後概ね 3 か月以内に取得見込みであることを都道府県等が認めた場合。